

改 正 後	改 正 前
第 7 条《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》関係 (非居住者であることの証明がない者から預入等があつた場合の課税関係) 7－4 措置法第 7 条の規定は、同条に規定する非居住者であることの証明がされたものから預入又は借入れ（<u>以下この項において「預入等」という。</u>）を受けた預金等に係る利子について適用されることとなるが、預入等の際に証明がされていない場合であつても、利子の支払が行われる時までに証明がされていた場合には、同条に規定する証明がされたものとして取り扱つて差し支えないものとする。 7－5 <u>（削除）</u>	第 7 条《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》関係 (非居住者であることの証明がない者から預入等があつた場合の課税関係) 7－4 措置法第 7 条の規定は、同条に規定する非居住者であることの証明がされたものから預入又は借入れ（<u>以下 7－5 までにおいて「預入等」という。</u>）を受けた預金等に係る利子について適用されることとなるが、預入等の際に証明がされていない場合であつても、利子の支払が行われる時までに証明がされていた場合には、同条に規定する証明がされたものとして取り扱つて差し支えないものとする。 <u>（非課税とされる利子の範囲）</u> 7－5 措置法第 7 条の規定は、平成10年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間に預入等が行われた預金等に係る利子について適用されるものであるから、当該期間内に預入等が行われた預金等につき、その利子の支払が平成20年 3 月31日後に行われる場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。
第 9 条の 2《国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例》関係 9 の 2－1 <u>（削除）</u>	第 9 条の 2《国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例》関係 <u>（タックス・クレジット等を受ける場合）</u> 9 の 2－1 措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等（以下 9 の 2－4 までにおいて「<u>国外株式の配当等</u>」という。）に関して受ける所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約（平成 8 年条約第 1 号）第10条 4（d）及び同条 5（c）に規定するフランスの国庫からの支払並びに同条 7 に規定する還付される前払税（以下「<u>タックスクレジット等</u>」という。）は、当該国外株式の配当等に該当するものとし、当該タックス・クレジット等に関して課される外国の租税の額は、<u>同条第 3 項に規定する外国所得税の額に該当するものとする。</u>

（外国通貨で支払を受けた配当等を外国通貨で交付する場合の邦貨換算）

9の2-2 措置法第9条の2第1項に規定する支払の取扱者（以下9の2-3において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する国外株式の配当等（以下9の2-4までにおいて「国外株式の配当等」という。）の支払をする者又はその支払を代理する機関（以下9の2-3において「支払代理機関等」という。）から外国通貨によつて国外株式の配当等の支払を受け、当該国外株式の配当等を居住者又は内国法人に外国通貨で交付する場合には、当該交付をする外国通貨の金額を、次に掲げる国外株式の配当等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日（以下9の2-3までにおいて「邦貨換算日」という。）における当該支払の取扱者の主要取引金融機関（その支払の取扱者がその外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払の取扱者）の当該外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場（以下9の2-3までにおいて「電信買相場」という。）により邦貨に換算した金額を同条第2項に規定する「交付をする金額」として同項の規定を適用する。

- (1) 記名の国外株式の配当等 支払開始日と定められている日
- (2) 無記名の国外株式の配当等 現地保管機関等が受領した日

（注）1 上記(2)の規定の適用に当たっては、3の3-6の(注)1の取扱いを準用する。

2 国外株式の配当等から控除する外国所得税の額の邦貨換算については、当該国外株式の配当等に係る邦貨換算日における電信買相場によるものとする。

（外国通貨で支払を受けた配当等を外国通貨で交付する場合の邦貨換算）

9の2-2 措置法第9条の2第1項に規定する支払の取扱者（以下9の2-3において「支払の取扱者」という。）が国外株式の配当等の支払をする者又はその支払を代理する機関（以下9の2-3において「支払代理機関等」という。）から外国通貨によつて国外株式の配当等の支払を受け、当該国外株式の配当等を居住者又は内国法人に外国通貨で交付する場合には、当該交付をする外国通貨の金額を、次に掲げる国外株式の配当等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日（以下9の2-3までにおいて「邦貨換算日」という。）における当該支払の取扱者の主要取引金融機関（その支払の取扱者がその外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払の取扱者）の当該外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場（以下9の2-3までにおいて「電信買相場」という。）により邦貨に換算した金額を同条第2項に規定する「交付をする金額」として同項の規定を適用する。

- (1) 記名の国外株式の配当等 支払開始日と定められている日
- (2) 無記名の国外株式の配当等 現地保管機関等が受領した日
- (3) 9の2-1のタックス・クレジット等に係る国外株式の配当等 現地保管機関等が受領した日

（注）1 上記(2)及び(3)の規定の適用に当たっては、3の3-6の(注)1の取扱いを準用する。

2 国外株式の配当等から控除する外国所得税の額の邦貨換算については、当該国外株式の配当等に係る邦貨換算日における電信買相場によるものとする。